

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第三十二号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月奈良県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「条例第十条に規定する扶養親族で条例第十一条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）を削る。」

第四条中「第五条第三項に該当する職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月奈良県条例第十七号）第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員を除く。）」を「第五条第二項に該当する職員」に、「国家公務員、職員以外の地方公務員又は同条第一項に掲げる法人に使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項に後段として次のように加える。

前条第四項に規定する場合においても、同様とする。

第八条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。